

地区計画区域内における 風営法に関する建築物等の用途の制限について(ご案内)

- 多治見市では地区計画区域内において、風俗営業等の建築物の用途の制限があります。詳細については、多治見市役所都市政策課（0572-22-1321）までお問い合わせください。

建築物の用途の制限

(○：営業できる ×：営業できない)

建物用途 地区計画名 用途地域 地区区分		多治見駅前中之郷地区 地区計画				多治見駅北地区 地区計画			
		商業地域			準工業地域	商業地域			
		駅前地区	沿道地区	住居1地区	住居2地区	駅前地区	沿道地区	住居1地区	住居2地区
風営法 (風俗営業等)	第2条第6項各号営業 (店舗型性風俗特殊営業)	×	×	×	×	×	×	×	×
	第2条第1項1号営業 (キャバレー等)	○	×	×	×	○	○	×	×
	第2条第1項2号営業 (低照度飲食店)	○	×	×	×	○	○	×	×
	第2条第1項3号営業 (区画飲食店)	○	×	×	×	○	○	×	×
	第2条第1項4号営業 (マージャン屋、パチンコ屋等)	○	○	×	×	○	○	×	×
	第2条第1項5号営業 (ゲーム機設置営業)	○	○	×	×	○	○	×	×

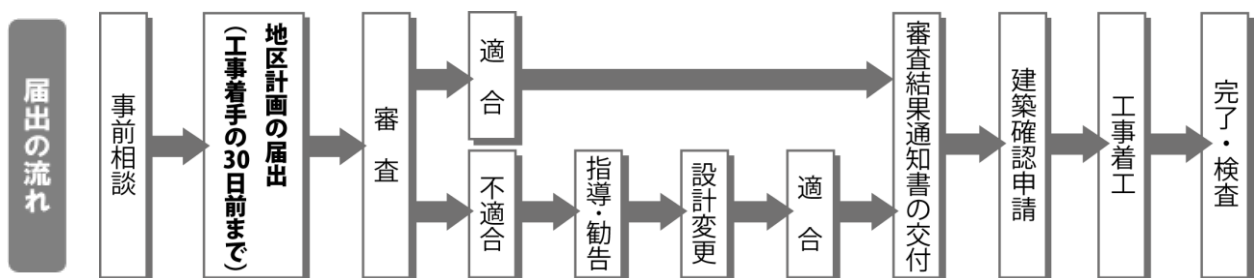
※上表以外にも山吹地区地区計画及び長瀬地区地区計画において、風営法に関する建築物等の用途の制限があります。

※上表に係る規制は、地区計画における風営法に基づくものです。地区計画のその他の規制や、他法令による規制については、別途ご確認くださいが必要です。



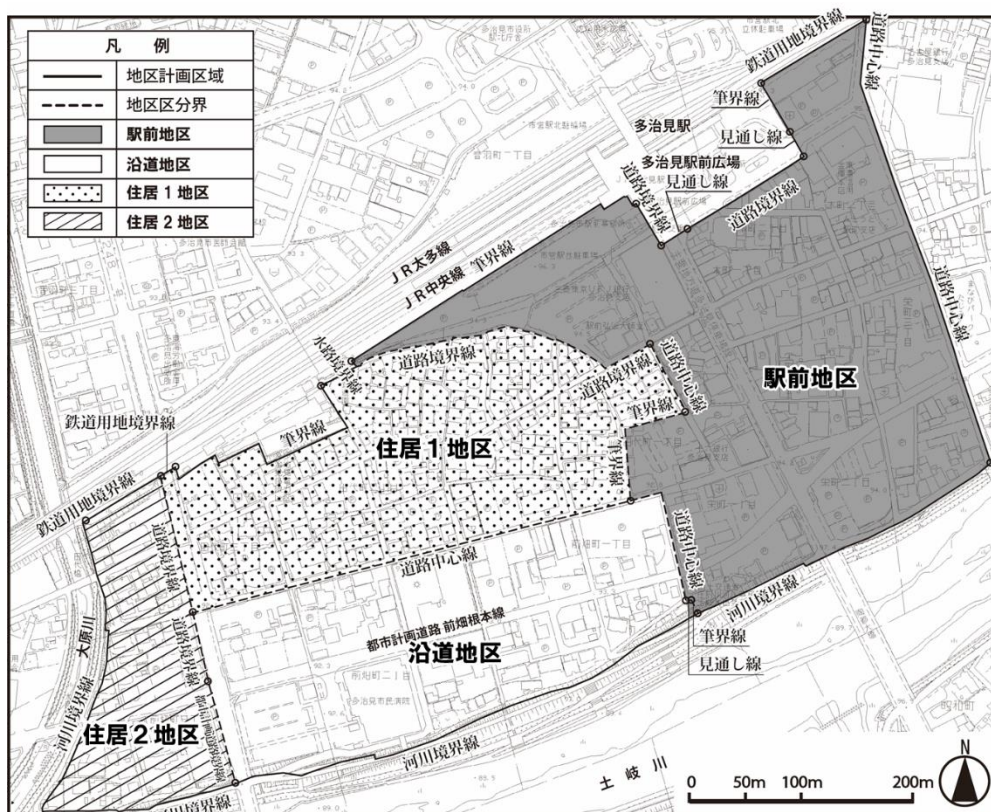
地区計画区域内における建築行為等には「届出」が必要になります。

地区計画区域内において建築物等の建築や、建築物の用途、形態または意匠の変更等を行う場合、工事着手の30日前までに市へ届出が必要になります。

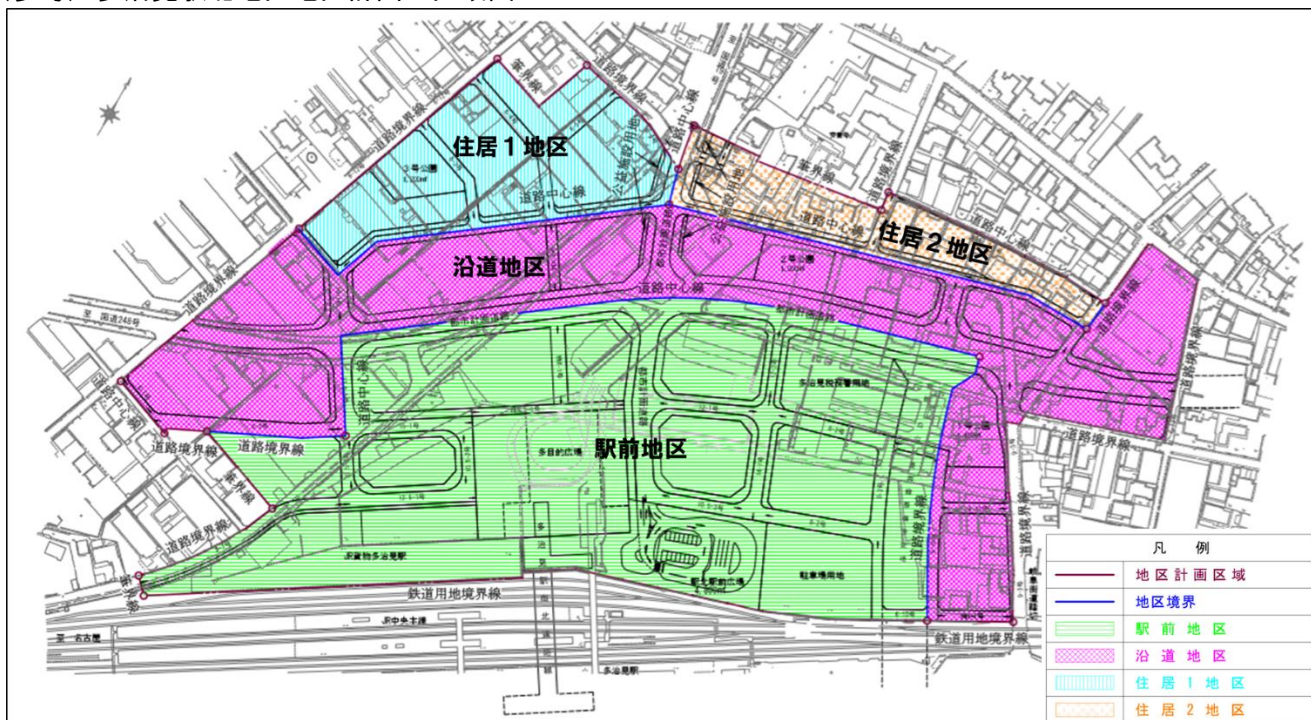


令和2年10月30日時点

(参考) 多治見駅前中之郷地区地区計画 区域図



(参考) 多治見駅北地区地区計画 区域図



※営業予定場所がどの区域にあたるかは、都市政策課までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

多治見市日ノ出町2-15 多治見市役所本庁舎3階

多治見市 都市計画部 都市政策課 TEL: 0572 (22) 1321 (直通)

令和2年10月30日時点